

寒川町移住促進Web広告配信 プロポーザル実施要領

- 1 目的 この要領は、寒川町が実施する「寒川町移住促進Web広告配信」において、公募型プロポーザル方式により、業者を選定するための必要な事項を定める。
- 2 業務概要
 - (1) 業務名 寒川町移住促進Web広告配信
 - (2) 内容 業務内容は、別紙「寒川町移住促進Web広告配信仕様書(以下「仕様書」という。))のとおりとする。
 - (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日までとする。
 - (4) 提案限度額 3,850,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- 3 事業者選定方式 公募型プロポーザル
- 4 参加資格 参加することができる者は、参加申請書の提出日現在において、令和8年度の寒川町入札参加資格に登録されている者とし、次に掲げる要件全てに該当し、業務を安定的かつ円滑に実施できる者とする。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
 - (2) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく、破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
 - (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
 - (5) 2年以内に、手形交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて寒川町の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
 - (6) 6箇月以内に、不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて寒川町の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
 - (7) 寒川町暴力団等排除条例(平成23年寒川町条例第11号)第2条第1号から第5号に規定する要件に該当する者でないこと。なお、契約締結後に該当することが判明した場合は当該契約を解除する。
 - (8) 申請主体の現在の主たる事業所が所在する地域において、直近の国税、都道府県税、市町村税に未納の税額がないこと。

- (9) 他自治体で直近5年以内に同種及び類似業務に関する実績を有すること。
- (10) 上記(8)及び(9)については、参加申込時に書類を提出すること。
- 5 日程 事業者選定に係るスケジュール項目期日
- (1) 公募開始 令和8年8月10日(月)
- (2) 質問書の受付期限 令和8年8月18日(火)午後5時まで
- (3) 質問書の回答期限 令和8年8月20日(木)
- (4) 参加申込書の提出期限 令和8年8月24日(月)午後5時まで
- (5) 参加資格要件確認結果の通知 令和8年8月26日(水)
- (6) 企画提案書等提出期限 令和8年9月10日(木)午後5時まで
- (7) 選定結果通知予定 令和8年9月中旬
- 6 質問の受付及び回答 本調達に関する質問は、次により電子メールで行うこと。
- (1) 提出方法
- ア 様式 質問書(様式1)
- イ 送信先 寒川町企画部広報戦略課
e-mail:koho@town.samukawa.kanagawa.jp
- ウ 件名：寒川町移住促進Web広告配信に関する質問(事業者名)
- (2) 質問期限 令和8年8月18日(火)午後5時まで
- (3) 質問に対する回答 令和8年8月20日(木)までに、全参加者からの質問及びその回答をメールで通知する。
- 7 参加申込 本調達に参加できる者は上記“4 参加資格”を満たしているものとする。
- (1) 提出書類
- ア 参加申込書(様式2)
- イ 業務実績書(様式3)
- ウ 業務実績に係る契約書類の写し
- エ 参加資格に関する誓約書(様式4)
- (2) 送信先 寒川町企画部広報戦略課
e-mail:koho@town.samukawa.kanagawa.jp
- (3) 件名 “寒川町移住促進Web広告配信参加申込書(事業者名)”
- (4) 受付期間 令和8年8月24日(月)午後5時まで
- (5) 参加資格要件の確認結果の通知 本事業の事務局にて、応募者の備えるべき参加資格要件について審査し、確認結果を令和8年8月26日(水)までに電子メールで通知する。
- 8 企画提案の提出要領

- (1) 提出書類及び部数 紙媒体及び電子媒体
 - ア 届出書(様式5) 1部
 - イ 企画提案書 6部
 - ウ 価格提案書(様式6) 6部
- (2) 提出場所
寒川町企画部広報戦略課
〒253-0196神奈川県高座郡寒川町宮山165
- (3) 企画提案書等受付期限 令和8年9月10日(木)午後5時まで
- (4) 提案方法 郵送または持参(郵送の場合は、提出期限必着のこと。)
- (5) 提案費用 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。
- (6) その他 受付期間後における書類の追加、修正、差替及び再提出は、一切認めない。
- (7) 企画提案書作成方法
 - ア 件名“寒川町移住促進Web広告配信企画提案(事業者名)”
 - イ 内容“寒川町移住促進Web広告配信仕様書”のとおりとする。
 - ウ 様式
 - (ア) 様式の定めはないが、用紙のサイズはA4とする。
 - (イ) 会社名やロゴマーク等、応募者を特定できる表記はしないこと。
 - (ウ) 使用する文字は原則10.5ポイント以上とすること。
 - (エ) 提案書はMicrosoft社のWord又はExcel、PowerPointにより作成してください。
 - (オ) A4サイズのファイルで綴じ、様式番号ごとにインデックスタイトルを付け、表面及び背表紙に“寒川町移住促進Web広告配信”と記入すること。
- 9 審査要領 事業者選定基準による書面審査
- 10 審査員 寒川町職員により審査するものとする。
- 11 業者の決定方法 本事業における優先交渉権者の選定は、企画提案書及び事業者選定基準に基づき、妥当性及び確実性等を総合的に評価するプロポーザル方式により行う。応募者が1者の場合でも有効に成立するものとし、当該事業者の企画提案が失格でなければ、当該事業者を第一優先交渉権者とする。
- 12 審査結果の通知及び公表 審査の結果は、令和8年9月中旬に電子メールで通知する。
- 13 失格 参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。
 - (1) 提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合

- (2) 提案価格が提案限度額を超えている場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (5) 公平な審査を害する行為があった場合
- (6) 暴力団員等(寒川町暴力団排除条例(平成23年寒川町条例第11号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団経営支配法人等(条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。)と認められたとき。
- (7) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
- (8) 暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたときを含む。)

14 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 審査及び選定結果に関しては、いかなる問合せにも応じない。
- (3) 本募集に参加する者は、優先交渉権者決定後において、本実施要領等の内容における不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 提案書については、町以外の第三者への提供は行わないものとする。
- (5) 本募集において知り得た情報は、本募集の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。

15 問合せ先

寒川町企画部広報戦略課

〒253-0196

神奈川県高座郡寒川町宮山165

電話番号 0467-37-3187 (ダイヤルイン)

Mail:koho@town.samukawa.kanagawa.jp